

令和4年12月期福岡家庭裁判所委員会結果要旨

1 開催日時

令和4年12月16日（金）午後1時30分

2 場所

福岡家庭裁判所431号共用室

3 出席委員

岩木宰委員、大泉一夫委員、大江孝宏委員、小田島靖人委員、杉村二委員、高見真智子委員、知名健太郎定信委員、中牟田博章委員、中村秀郷委員、布村希志子委員、原口智吉委員、舩津邦比古委員、山下亜紀子委員（五十音順）

4 事務担当者

窓岩亮佑裁判官、及川裕康首席家庭裁判所調査官、山田英治次席家庭裁判所調査官、益田浄子総括主任家庭裁判所調査官、今井奈津家庭裁判所調査官、市村康幸少年次席書記官、井上宣幸少年訟廷管理官、堀士郎家事首席書記官、東孝賢事務局長、安藤貴総務課長、佐藤貴司会計課長

5 テーマ

「再非行防止に向けた補導委託の柔軟な活用」

6 議事概要

- (1) 開会
- (2) 岩木委員長挨拶
- (3) 新任委員自己紹介
- (4) 少年事件の動向等に関する概要説明
- (5) 意見交換
- (6) 次回テーマ

「成年後見制度の利用促進について（仮）」

(7) 次回期日

令和5年6月23日（金）午後1時30分

7 意見交換結果（要旨）

（以下、発言者は、◎委員長、○委員、◇事務担当で略称する。）

- 補導委託先の数が少ないのではないかと感じた。どのように補導委託先の指定がされるのか教えていただきたい。
- ◇ 補導委託先は基本的に登録制であり、福岡家庭裁判所では、現在身柄付きが10か所、在宅が8か所の合計18か所が登録されている。選定するに当たって決まったルートがあるわけではなく、例えば調停委員や補導委託先からご紹介いただいたり、希望者ご本人から問合せがあることもある。そのような情報に接したら、裁判所において物理的な環境及び候補者やご家族の協力・理解の程度を確認し、適任であると判断すれば登録するという手続になる。なお、登録をしていなくても、少年にマッチングしている委託先があれば、未登録の状態で活用する場合もある。
- 当方でも少年の立ち直り支援を行っており、試験観察等を受けて少年が建設会社等に就職するのだが、補導委託先になっていないので、その建設会社等を推薦できるのではないかと思った。
- 少年院では、少年事件における保護処分である少年院送致以降の処遇を所管している。現在、少年院の収容数は減っており、その前提として少年事件が右肩下がりに減っているという状況は理解しているところ、試験観察決定数の推移とその要因については、先ほどコロナの影響等に関して説明があったが、試験観察決定の比率について、平成29年から平成31年までの3年間の傾向は、それ以前と同じような傾向なのか参考に伺いたい。
- ◇ 福岡家裁管内における一般保護事件のうち、終局した事件に占める

試験観察の割合は、平成26年が3.2%、平成27年が3.3%、平成28年が3.8%となっており、全体の3~4%となっている。

- 身柄付き補導委託及び在宅補導委託の比率も同じような傾向になるのだろうと想像する。私は少年院長の経験もあるが、傾向として、入ってくる少年の質的な変化を強く感じている。少年院長だったとき、外部から最近の少年院に入ってくる少年の傾向について質問があったときに、少年人口の減少よりもっと如実に数が減っている状況にあり、その理由として、社会のセイフティネットが活用されるようになっていくということ、私見という形で説明していた。少年事件の母数が減少している中で、補導委託が同比率で推移しているのであれば、入ってくる少年の質は同じとも、変わってきているとも言える。補導委託で実際に受け取ってきた少年の質的な変化という点について、先ほどの説明にあった、非社会的な少年が増えてきたというところのほかに、何か特徴的なものあれば参考に伺いたい。

- ◇ 補足として、平成29年の調査官特別研究によると、この20年以上試験観察決定は約3%と横ばいとのことであり、近年、試験観察の割合は、むしろ多少上がってきていると考えられる。一方で、試験観察の中で身柄付き補導委託が占める割合は、平成11年は13%、平成28年は10.5%であり、減少している。この点まさに委員の方々からご意見をいただきたいところだが、もしかしたら補導委託になじまない、旧来型だとフィットしない少年が増えてきているのかもしれないという点で、質的に変化しているとも言える。また、一つの例として、非社会型と類似するが、以前より共犯事件の少年が減り、単独で非行を起こす少年が増えているとも言われており、そこには様々な課題が組み込まれていると感じている。

- 福岡家庭裁判所管内での事例を検討しているということがよくわか

った。それはそれで、身近なこととして実感を持って話合いをするためには大切であるが、一方で、統計データというものは基本的に数が多いことに越したことはない。大きい視野での統計学的な精度を上げた研究もあるのではないか。

- ◎ データの問題については、法曹界、法学者らの間で、その活用の仕方について議論がされているところだと理解している。
- ラジオ放送で、少年事件記録の廃棄に関して、アメリカでは100年前の事件記録が現在も保管されており、学術研究資料として使われているが、日本では記録が廃棄されていることがまれではなく、また、研究者が少年事件記録を閲覧することも難しいことが指摘されており、この要因として、古くなった事件記録は誰も読まないだろうという風潮が挙げられていた。これについてどう思うか。
- ◎ 記録廃棄の問題については、最高裁において、外部の有識者による委員会の意見を踏まえ、令和5年4月頃に報告することを目指して調査を実施していると聞いており、今はまだ検討の過程にあるということをご報告させていただく。
- マッチングに関して、先ほど紹介された2事例について、2事例だからか、あるいは委託先が少ないということも影響していると思うが、少しジェンダーバイアスがあるかなと感じた。先ほどの2事例については、少年の特性を考えると、逆の補導委託先でもよかったのかなと思ったので、そのあたりのマッチングがどうなっているかという点について伺いたい。
- ◇ もちろん、いろんな経験の可能性があり得て、紹介した事例が唯一の選択ではないとは思っている。ご指摘のような選択もあり得たと思うが、紹介した事例では、非行の原因や少年の特性等を踏まえて補導委託の目的を考え、その目的に合う補導委託先を選択した。

- ◇ 身柄付き補導委託の場合、基本的に定員を定めているが、その中で、家族と寝食をともにするため、補導委託先の家族の事情で預かり可能な少年が男子又は女子に限定されているという実情もある。
- 発達障害児の母親の研究をしているが、最近行った調査の中心的なテーマが性的な問題で、思春期になった男性の発達障害児が母親を触ってしまったという事例があったため、外でやらないように、母親同士で抑止や対応についてディスカッションをした。少年審判の過程で、発達障害を持つ子の性的な犯罪に対する支援のようなものが何かあるのか伺いたい。
- 関連して、補導委託や在宅試験観察中に、いわゆる非行少年に対する更生プログラムや認知行動療法を用いたワークに参加させたりしているか伺いたい。
- ◇ 家庭裁判所においては、その少年がどういった原因で、どういう風に関わり、感じて、考えて非行に及んでいるのかという非行のメカニズムを徹底的に調査する。その上で、本人や環境に、どのような再非行防止に資する資源があるのかという点について、非行を促進する要因、非行を抑止する要因の両方を調査しながら再非行の防止を図っている。その中で、性的問題に特化して、専門の機関と協力しながら、本人が今どういう状況にあるのか、どういった形で資源を投入すれば少年が向社会的行動を強めていけるのかアセスメントしながら、資源を活用しつつ少年の強みを生かしていくことで、少年の社会適応力を高める支援をするとともに、少年の反応を見ながら処分を考えていくというところで対応している。
- ◎ 補導委託の活用の仕方、広げ方という観点でのご意見・ご質問があれば伺いたい。
- 少年が身柄付きの補導委託に同意しない、あるいはふてくされたよ

うな態度や、いやとも言わないがやりたそうではないという場合も結構あるのではないかと思うが、そのような少年でも補導委託に付しているのか、それとも少年が前向きに捉えている場合にのみ付すのか、振り分けに少年本人の意向がどのようにかかわってくるのか伺いたい。

また、受託者にかかる負担やどのくらいの責任感で臨まなくてはならないのかという観点から伺うが、予定していた補導委託の期間の前に少年が辞めてしまったなど、うまくいかなかった事例とその割合が分かれば教えていただきたい。

◇ 一番うまくいかない例としては逃げ出してしまっただけで事故になるという場合だが、個人的にはそこまでの事例はない。一つ経験としてあるのは、生活リズムが非常に乱れた中で非行を行っていた少年について、生活リズムを立て直すことを主眼として補導委託をしたが、どうしても朝起きられなくて、そこのペースは少年に合わせてつつ、そのほかの日中の過ごし方というところで指導をしていただいたという事例がある。うまくいくものといかないものの割合については統計的なものはなく、あくまで見聞きした範囲では、逃げ出してしまおうような事例はめったになく、大体うまくいくが、理想どおりにはいかないという場合がちらほらあるという感覚である。

○ 試験観察に付すときの裁判官としては、試験観察というのは、往々にして、少年院で矯正教育を受けさせることも考えられる少年について、試験観察で立ち直れる可能性があるか様子を見る場合につける。少年もそのことをよくわかっているようで、ほとんどの少年は試験観察にしっかり取り組もうとしているようである。逃げ出したり、補導委託先の物を盗んでしまうといった事例を耳にすることはあるが、受託先の方々の広い心で、そういうことも想定した上で接していただいている。

- 昭和の時代には、補導委託と言えば逃げるのが普通で、うまくいく方が珍しかった。今は少年が良くなったのだろうなという印象である。
- 私は弁護士であるが、家裁調査官から試験観察の可能性が示されたときには、少年院に行かなくてもいい可能性が出てきたということなので、付添人としては全力で盛り上げて、本人にやる気を出させる。どういうところでどういうことをするのかということをも具体的にイメージさせて、どういう課題を与えられているのか自覚させるという方法で盛り上げる方向に持っていくので、あまりふてくされて試験観察をやるということはないように思う。
- 2年前まで保護観察所で保護観察官をやっていたが、基本的に、保護観察中の少年が在宅試験観察になるとみんないい子になる。それまでは保護司のところにきちんと行かず、観察所側が矯正教育相当の意見を書いた少年でも、その間は背中に少年院送致を突き付けられている状態なので、私が見た在宅試験観察のケースでは、ほぼすべていい方向に態度が変わっていた。終局審判で保護観察決定になると少し乱れる子が出てくるのはやむを得ないかなと思う。
- ◎ 制度なので、うまくいくこともいかないこともある程度はあるが、大きな事故にならないことが大切だと思うし、周りの支援や審判後のフォローも必要だと思っている。
- 私は弁護士会の子どもの権利委員会の委員長のほか、NPOの福岡県就労支援事業者機構の理事もさせていただいている。在宅の試験観察に多様なやり方があるって、短期間でも色々な経験をしてもらうというのがあり得るとすれば、実際に就労支援事業者機構でも受けているものとして、県の事業で5日間就労体験をしてもらうというものがある。5日間だと生ぬるいと思うかもしれないが、やはり今子供達が変化してきていて、働くこと自体が不安で、最初から思い切れない、どう

せ自分なんかできないという発想になっている子でも、こちらが5日間くらいなら大丈夫なのではと働きかけると、ちょっと頑張ってみますと言って、行ってみたら意外といけましたということで、その後そのまま就労につながるということもある。そういう形で受け入れをしてきているところが結構多くあるので、そのようなところに補導委託先になってもらうのもあり得るのかなと思うし、それ以外にも、部屋を用意してきっちりと受け入れてもいいという人もたくさんいると思う。定期的に家裁から補導委託先拡大への協力の相談をいただくが、ひとつ言うと、補導委託先の選定に関して決まったルールやルートがないことが、逆に推薦のしにくさにつながっているのではないか。家裁がどういうところを気にして最終的に補導委託先を決めているのかわからないままで候補だけ挙げて、結局よくわからないまま断られたということになると、こちらも説明がしづらくなって拡大を妨げる要因になっている。家裁がどのような委託先を求めているかについてある程度イメージが共有できれば、補導委託先の拡大は比較的容易にできるのではないか。

- 補導委託先の拡大について、保護観察所に登録している協力雇用主が補導委託を受けていることもあるため、保護観察所に対して、補導委託先として活用できる雇用主や、事業をしている保護司で補導委託を受けてくれる人などの紹介を依頼することも考えられるのではないか。
- A社で60日間補導委託をするのではなくて、例えばA社で5日間、B社で5日間、C社で5日間というように短期間にするすることで、補導委託の受け手側も受け入れやすくなるのではないか。また、少年にとっても、今まで引きこもり状態だった子がいきなり8時間勤務するのは無理だと思うので、例えば始めは3時間、来週から4時間という形

で柔軟な対応をすることも考えられる。日数と時間を短くして負担を軽くすることで、補導委託先と少年がウィンウィンの関係になるように配慮してはどうか。ほかにも、身柄付きでしばらく様子を見て、家に戻しても大丈夫そうであれば途中で在宅の補導委託に切り替えるなど、場所や入所・通所についても柔軟な取り扱いをすることで、少年のモチベーション維持や動機づけにつながるのではないか。

- 裁判官の意識として、事故が起こらないか、少年が馴染んでくれるかという観点から、安全なところということを頭の片隅で考えてしまい、なかなか冒険をしにくいところがあったのは反省点である。ご意見をいただいたように、短期・短時間で柔軟に対応するという発想をしたことがなかったので、制度的に可能であればやる価値はあると思った。
- 現状の課題として引きこもりという話があったが、非行に走る前の段階で、人間関係をつくれなかったり、コミュニティに場所がないといったことが問題行動や非行につながるのだと思う。これまでの、いわゆるツッパリといわれる少年とは違う課題がある少年に対して、同じプログラムを用意しても改善が見られないのではないかと思うが、何か別のアプローチについて検討や試みをしているか。
- ◇ 補導委託は受託者のボランティアな意欲・やる気・熱意にかかっていて、オーダーメイドな関わりができるところが良いところである。そういう意味では、固定的なプログラムが用意されているわけではなく、引きこもりの少年に対するアプローチに関して、用意されているものが合わないという事態が起きているわけではないが、他方で、長年昔ながらの少年を預かってきた受託者からは、どう扱っていいかわからないという声も聞こえてくる。家庭裁判所としては、受託者の方々をしっかりとサポートしなければならないと考えているところではあ

るが、明確な解決策を見いだせているという実情にはなく、何かヒントをいただければと思う。

○ そういう子は、補導委託の後にまた学校に行けなかったり、居場所がなかったりするるので、補導委託のときにどうサポートするかということと、その後どうしていくのかということは、セクターをまたいで考えていくことなのであろう。

○ 補導委託・試験観察は、法の建前と運用の組み合わせをどう考えるかという問題である。法の建前は終局処分を決めるために観察することになっているが、これを建前どおりではなく、一つの処遇として考えて運用できないか。私が高裁にいたときに少年院送致決定に対する抗告事件で、試験観察をせずただちに少年院送致の判断ができたのかもしれないが、一度補導委託をやってみて、短期間で少年の負担も軽く、更生をはかる機会を与えてもよかったのではないかと思った事例が数件あったことから、そのように考えられないか伺いたい。

◎ 家庭裁判所の仕事として処分という面はあるが、一方で少年事件では、過程が処遇だという面もあるので、そういう意味で、ご意見はまさしくそのとおりだと思う。

◇ 最終的に少年院に送るべきかさらに見極めを要するときに試験観察に付して、その手段として補導委託を使えるかどうか考えるという順番で考えていたところがあり、その少年の問題点からすると、補導委託の期間を通じて積極的にどう変わっていきけるのかというところから補導委託を捉えなおすという視点は今まで薄かったため、ご示唆いただいた観点からも今後検討していきたい。

◇ 試験観察は、静的アセスメントではなく動的アセスメントであると言われており、最終目的は少年の再非行防止なので、その心持ちを改めて確認しなおして取り組んでいきたい。

- 十四、五年前にドイツの性犯罪を調べたことがあるが、ドイツでは性犯罪を起こした、当時10人くらいの方が一生涯医療刑務所から出られない処遇になっていた。つまり、性犯罪はそれだけ再犯の可能性が高く、被害者を死なせることが比較的高い割合であったということだったのだが、少年の場合はどうなのか伺いたい。
- ◇ 法務省が出している統計では性犯罪の再犯率に関するものがある。
- 性犯罪に特有の処遇の仕方としては、保護観察所や少年院にも性犯罪プログラムがあって、そういう教育・矯正・指導はされている。裁判所として何ができるかという点では、執行機関ではないことから、試験観察の中で特定のプログラムを実施するというのは制度的に難しく、審判の過程でできることとして、心療内科等にご家族で相談に行ってはどうかとアドバイスすることはある。
- 少年院長をしていたとき、人と関わる事は苦手だが動物を相手にする仕事ならやってみたいと語る少年を社会に戻すに当たって、近在の牧場の方をお願いして、馬の世話を体験させてもらうということがあった。地域のお力をお借りする、補導委託のシステムは素晴らしい仕組みだし、素晴らしい効果があるということは私も体感しているため、今後より充実した形になっていくことを期待している。また、処遇としての可能性についてもご意見があったが、非常に大切な視点であり、いろんな可能性について考えなければいけないと感じた。
- ◎ 本日いただいたご意見を参考にして、今後も補導委託の活用に取り組んで参りたいと思います。長時間にわたりご協議いただきどうもありがとうございました。

以上